

## Gard Insight

# ディープウォーター・ホライズン、訴訟が最終段階へ（6つの教訓）

こちらは、英文記事「[DEEPWATER HORIZON nearing the end - the top six takeaway points](#)」（2015年7月30日付）の和訳です。

2015年7月始め、BPは、訴訟による多くの賠償請求が広範な和解によって決着したと発表しました。今回は、2010年の事故とその後5年間にわたって続いた訴訟から6つの重要な教訓を引き出し、ご紹介します。



### はじめに

2010年4月10日、メキシコ湾のBPマコンド探査井で操業中のディープウォーター・ホライズン石油掘削施設において、天然ガスの引火爆発事故が発生しました。この事故で11人が死亡したほか、多くの人々が負傷しました。また、300万バレルを超える原油がメキシコ湾に流出し、史上最大の原油流出事故となりました。この掘削施設は、Transocean Ltd（以下「トランスオーシャン」）が所有し、操業していました。

現在の概算では、BPとトランスオーシャンが負担するクレーム額と費用は、総計で700億米ドルを超えるものとみられます。

### 6つの教訓

#### 1. 掘削契約における追加被保険者の意味 - 7億5,000万米ドルの問題

テキサス最高裁判所が判示したところによると、掘削契約には、BPがトランスオーシャンの保険証券に基づき追加被保険者として受け取れる補償は、トランスオーシャンが掘削契約上引き受けた責任（坑口からの流出リスクではなく、海面の汚染リスクを負担）に制限されると定められていました。その結果、BPは、トランスオーシャンの保険証券の恩恵を得られませんでした。この判決を受けて、今では多くの保険会社が、保険証券上の追加被保険者への補償を、商業契約に定められた責任範囲に明示的に制限した最新の追加被保険者特約条項（*Additional Insured endorsements*）を取り入れています。

#### 2. BP、自ら定めた当初の和解条件に縛られる

事故後、BPは、第三者請求権者のためにクレーム事務所を設立するとともに、和解スキーム（請求権者が和解金を受領するための資格規定を含む）を定めました。しかし、その後、BPがこの資格規定の適用に関し、ニューオリンズの連邦裁判所に異議を申し立てたため、同裁判所は、その規定の厳格化をもたらすことになった会計方針を交付しました。BPは因果関係に関して和解金に係る規定をさらに修正しようとしたが、第5巡回控訴裁判所は、BPは自ら設定した条件を守らなければならないと判示しました。また、米最高裁は、上訴の審理を拒否しました。ここでの教訓は、和解条件をいったん自発的に設定した場合、起案者はその条件に縛られる可能性が高いということです。

#### 3. 1851年の海事責任制限法（Limitation of Liability Act of 1851） - トランスオーシャンの企ては失敗

トランスオーシャンは、この訴訟のかなり早い段階で、総責任額を掘削契約の未履行分の価額（2676万4083米ドルと言われています）に制限しようとヒューストン連邦裁判所に申請しました。これがうまくいけば、トランスオーシャンは、自身に法的責任があると認定された行為のごく一部について責任を負うだけで済んだはずですが。連邦地方裁判所は、トランスオーシャンが、爆発をもたらすことにな

った不堪航性と過失のある決定に関与・認識していたことを踏まえ、トランスオーシャンが海事責任制限法に依拠することはできないという判決を下しました。

#### 4. 注意義務水準テストの明確化

ルイジアナ州東部地区連邦地方裁判所は、「状況が明らかに大きなリスクを呈している場合には、より高度な注意義務が求められる」という考えを認め、詳しく説明しました。BP に要求する注意義務水準を判断するにあたり、次の要因が考慮されました。

*i. 沖合掘削に伴う一般リスク*

暴噴、爆発、漏油は沖合掘削に伴う潜在的な危害であり、この潜在的な危害は損害規模が大きい。

*ii. マコンド油井の固有リスク*

- 深海: マコンド油井は深海で掘削されたため、浅瀬や陸上にはみられない複雑さがある。

- 地質学的形成: 高圧、高温という掘削場所の地質学的特色は、すべての深海油井にあるものでもなく、掘削をさらに困難にする要因をもたらしている。

これらの要因が暴噴、爆発、漏油の発生する可能性を強め、それに伴って注意義務水準も高くなります。ただ、同裁判所は、注意義務水準が高くなったとしても、不当な行為や決定がすべて一律に重過失として扱われるわけではないことを強調しました。

#### 5. 重過失か故意の違法行為か

連邦政府と BP は、重過失の意味に関して見解を異にしていますが、水質浄化法 (Clean Water Act [CWA]) に基づく故意の違法行為の定義については同意見です。それは、以下のような責められるべき心理状態 (主観的要素) を伴った場合、故意の違法行為とされるものです。

i. 損害を発生させる意思が実際にある。

ii. 予想される結果を無謀にも無視する。

BP が、無謀な行為、すなわち故意の違法行為について責任ありと認定されたため、ルイジアナ州東部地区連邦地方裁判所が重過失の意味を判断する必要はありませんでした。しかし、同裁判所は、重過失は、要求された注意義務水準 (客観的要素) から大きく逸脱することで、それには主観的要素を立証する必要のない、と定義する方向に傾いていました (この主観的要素の立証はしばしば非常に難しいものとなります)。これについては議論の余地があるかもしれませんが、いずれにせよ、CWA に基づく罰金最高額を課すことが容易になっていると言えます。

#### 6. 従業員の違法行為に対する BP の責任

ルイジアナ州東部地区連邦地方裁判所は、その原油流出の原因となった違法行為について、所有者、オペレーター、責任者らが関与・認識していたことを CWA は要件とはしていないとの判断を示しました。したがって、その違法行為が、一定の職位の従業員 (あるいは権限を付与された代理人) が行ったものである (あるいは許可したものである) ことを示す必要はもはやありません。

この判断によって、連邦政府が所有者とオペレーターに対する罰金最高額を課す上での障壁が取り除かれました。産業界の立場からすると、一般従業員の重過失または故意の違法行為の場合、罰金額に 30 億ドルから 120 億ドルの開きが生じることが分かっているので、これが心配の種になりそうです。

## おわりに

ディープウォーター・ホライズンの事故は、保険、海難、汚染損害のクレーム処理の分野において数々の重要な判決をもたらしました。この事故にかかわる裁判の判決や和解による問題決着のスピードを、米国海域で発生した過去最大級の海洋原油汚染であるエクソン・バルディーズ号の事故のときと比較すると、興味深い事実が明らかになります。ディープウォーター・ホライズンの場合は現在の最終段階に至るまで5年程度であったのに対し、エクソン・バルディーズ号の場合は20年以上の歳月を要しました。なぜでしょうか。当事者たちの姿勢、各国政府の圧力、集団代表訴訟の原告側代理人、メディアの注目や圧力の高まり、ソーシャルメディアの普及、一般市民の姿勢の変化など、様々な原因が考えられるため、この違いの原因を特定するのは難しいのですが、間もなくディープウォーター・ホライズン訴訟の最終章が綴られ、今後の海難の取扱いに関する法律・実務の知見を提供してくれることは間違いありません。

本記事に関するご質問およびコメントは、[Gard Editorial Team](#)までEメールでお寄せください。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。